

**2018 年日本政府年次報告**  
**「就業が認められるための最低年齢に関する条約」(第 138 号)**  
**(2015 年6月1日～2018 年5月 31 日)**

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に追記すべき事項はない。

2. 質問Ⅱについて

[第1条]～[第9条]

前回までの報告に追記すべき事項はない。

3. 質問Ⅲについて

(1) 一般労働者について

2018 年 3 月 31 日現在、労働基準法及び関係規則等に係る監督の実施は、厚生労働大臣の所管に属し、実施機関として中央に厚生労働省労働基準局監督課がある。全国 47 の都道府県労働局、321 署及び 4 支署の労働基準監督署がある。全国の労働基準監督署には 2,978 名の労働基準監督官が配置されている。労働基準監督官は、労働基準法等の関係法令の規定により、労働者の労働条件確保等のため、事業場、寄宿舍その他の付属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行う等の権限を与えられている。更に、労働基準監督官は、法令違反に対して是正のための行政指導を行うとともに、司法警察員として悪質事犯を送致することができる。

参考情報として、全国の労働基準監督官の数は前回の報告に比べ約 1,000 人減っている。これは、前回までの報告では、厚生労働本省及び全国の都道府県労働局に勤務する監督官の数を含めていたが、今回から全国の労働基準監督署で監督業務に従事する人数のみを報告することとしたためである。前回の報告から今回の報告期間までに労働基準監督署で監督業務に従事する労働基準監督官の人数はむしろ増加している。

(2) 船員について

2018 年 3 月 31 日現在、船員法及び関係規則等の実施の監督は、国土交通大臣の所管に属し、実施機関として中央に国土交通省海事局安全政策課があり、全国 9 の地方運輸局、1 運輸監理部、33 運輸支局及び 18 海事事務所並びに沖縄総合事務局に、船員労働環境担当課及び 180 人の船員労務官が配置されている。(2017 年度未定員)

4. 質問Ⅳについて

前回までの報告に追記すべき事項はない。

5. 質問Ⅴについて

(1) 2015 年 1 月から 2016 年 12 月までに定期監督等により全業種で認められた労働基準法第 56 条(最低年齢)違反件数は 35 件(2015 年 16 件、2016 年 19 件)である。なお、送検数は 2015 年 1 件、2016 年 0 件であった。

- (2) 2015年1月1日から2017年12月31日までに船員労務官による監査で認められた船員法第85条（年少船員の就業制限）についての違反処理件数は0件であった。

6. 質問Ⅵについて

本報告の写しを送付した代表的な労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会